

令和 7 年度

国営土地改良事業地区調査
環境配慮計画（案）策定他業務

特 別 仕 様 書
（当初）

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容																
第1章 総 則 (適用範囲) 第 1-1 条	令和7年度 国営土地改良事業地区調査 環境配慮計画（案）策定他業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。																
(目 的) 第 1-2 条	本業務は、新利根川沿岸地区において、生物調査を行うとともに、渡良瀬川沿岸地区及び新利根川沿岸地区の環境配慮計画（案）の策定等を行うものである。																
(場 所) 第 1-3 条	本業務において対象となる位置は、以下の通りであり、別添位置図に示すとおりである。 新利根川沿岸地区：茨城県稲敷市他1町地内 渡良瀬川沿岸地区：栃木県足利市及び群馬県桐生市他3市4町地内																
(土地への立入り等) 第 1-4 条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。																
(一般事項) 第 1-5 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図る。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。 (3) 現地調査にあたっては、言動等に十分注意を払い、住民等から無用の不審を招かないよう十分注意するものとする。 (4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 (5) 施設内に立ち入る場合は、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密接に行い、安全かつ効率的に実施できるよう配慮しなければならない。																
(管理技術者) 第 1-6 条	1 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="3">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画 農業－農村環境 環境－環境保全計画 環境－自然環境保全</td></tr><tr><td>農 業</td><td>農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画 農村環境</td></tr><tr><td>環 境</td><td>環境保全計画、自然環境保全</td></tr><tr><td>博士</td><td>当該業務に関連する学術部門</td><td>－</td></tr><tr><td>シビルコンサルティン グマネージャー</td><td>農業土木</td><td>－</td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画 農業－農村環境 環境－環境保全計画 環境－自然環境保全	農 業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画 農村環境	環 境	環境保全計画、自然環境保全	博士	当該業務に関連する学術部門	－	シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木	－
資 格	技術部門	選択科目															
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画 農業－農村環境 環境－環境保全計画 環境－自然環境保全															
	農 業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画 農村環境															
	環 境	環境保全計画、自然環境保全															
博士	当該業務に関連する学術部門	－															
シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木	－															

項 目	内 容																
(照査技術者) 第 1-7 条	1 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="3">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画 農業－農村環境 環境－環境保全計画 環境－自然環境保全</td></tr><tr><td>農 業</td><td>農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画 農村環境</td></tr><tr><td>環 境</td><td>環境保全計画、自然環境保全</td></tr><tr><td>博士</td><td>当該業務に関連する学術部門</td><td>－</td></tr><tr><td>シビルコンサルティン グマネージャー</td><td>農業土木</td><td>－</td></tr></table> 2 共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。 ① 業務実施計画及び調査計画（案）作成段階 ② 環境検討部会説明資料作成段階（両地区） ③ 生物調査結果取りまとめ段階 ④ 環境配慮計画（案）作成段階（両地区） ⑤ 点検・取りまとめ段階 ⑥ その他、監督職員が指示した場合 3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画 農業－農村環境 環境－環境保全計画 環境－自然環境保全	農 業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画 農村環境	環 境	環境保全計画、自然環境保全	博士	当該業務に関連する学術部門	－	シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木	－
資 格	技術部門	選択科目															
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画 農業－農村環境 環境－環境保全計画 環境－自然環境保全															
	農 業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画 農村環境															
	環 境	環境保全計画、自然環境保全															
博士	当該業務に関連する学術部門	－															
シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木	－															
(担当技術者) 第 1-8 条	担当技術者は共通仕様書第 1-8 条によるものとする。																
(配置技術者の確認) 第 1-9 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。 受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																

項 目	内 容																																																
第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条	この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。 <table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発 行 所</th><th>制定(改訂)年月</th></tr><tr><td>1</td><td>環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計指針</td><td>農林水産省 農村振興局</td><td>平成27年5月</td></tr><tr><td>2</td><td>環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き</td><td>(社)農業 土木学会</td><td>平成14年2月</td></tr><tr><td>3</td><td>環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き(第2編)</td><td>(社)農業 土木学会</td><td>平成15年4月</td></tr><tr><td>4</td><td>環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き(第3編)</td><td>(社)農業 土木学会</td><td>平成16年5月</td></tr><tr><td>5</td><td>農業農村整備事業における景観配慮の手引き</td><td>(社)農業 土木学会</td><td>平成18年5月</td></tr><tr><td>6</td><td>農村における景観配慮の技術マニュアル</td><td>農林水産省</td><td>平成22年3月</td></tr><tr><td>7</td><td>農業農村整備事業における景観配慮の技術指針</td><td>農林水産省</td><td>平成30年5月</td></tr><tr><td>8</td><td>農業農村整備事業計画作成便覧</td><td>農業農村整備 事業計画研究会</td><td>平成15年8月</td></tr><tr><td>9</td><td>国営土地改良事業 調査計画マニュアル</td><td>(社)農業土木 事業協会</td><td>平成6年6月</td></tr><tr><td>10</td><td>国営土地改良事業 調査計画マニュアル(案) VII環境との調和への配慮</td><td>農業農村整備 事業計画研究会</td><td>平成29年3月</td></tr></table>	番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月	1	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計指針	農林水産省 農村振興局	平成27年5月	2	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き	(社)農業 土木学会	平成14年2月	3	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き(第2編)	(社)農業 土木学会	平成15年4月	4	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き(第3編)	(社)農業 土木学会	平成16年5月	5	農業農村整備事業における景観配慮の手引き	(社)農業 土木学会	平成18年5月	6	農村における景観配慮の技術マニュアル	農林水産省	平成22年3月	7	農業農村整備事業における景観配慮の技術指針	農林水産省	平成30年5月	8	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備 事業計画研究会	平成15年8月	9	国営土地改良事業 調査計画マニュアル	(社)農業土木 事業協会	平成6年6月	10	国営土地改良事業 調査計画マニュアル(案) VII環境との調和への配慮	農業農村整備 事業計画研究会	平成29年3月				
番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月																																														
1	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計指針	農林水産省 農村振興局	平成27年5月																																														
2	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き	(社)農業 土木学会	平成14年2月																																														
3	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き(第2編)	(社)農業 土木学会	平成15年4月																																														
4	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き(第3編)	(社)農業 土木学会	平成16年5月																																														
5	農業農村整備事業における景観配慮の手引き	(社)農業 土木学会	平成18年5月																																														
6	農村における景観配慮の技術マニュアル	農林水産省	平成22年3月																																														
7	農業農村整備事業における景観配慮の技術指針	農林水産省	平成30年5月																																														
8	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備 事業計画研究会	平成15年8月																																														
9	国営土地改良事業 調査計画マニュアル	(社)農業土木 事業協会	平成6年6月																																														
10	国営土地改良事業 調査計画マニュアル(案) VII環境との調和への配慮	農業農村整備 事業計画研究会	平成29年3月																																														
(作業条件) 第2-2条	本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工法計画立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合わせを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。																																																
(参考図書) 第2-3条	設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次表によるものとする。 <table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発 行 所</th><th>制定(改訂)年月</th></tr><tr><td>1</td><td>環境省レッドリスト(2020)</td><td>環境省</td><td>令和2年3月</td></tr><tr><td>2</td><td>環境省レッドデータブック 2014</td><td>環境省</td><td>平成26年9月</td></tr><tr><td>3</td><td>特定外来生物等一覧</td><td>環境省</td><td>平成27年10月</td></tr><tr><td>4</td><td>生態系被害防止外来種リスト</td><td>環境省・農林水産省</td><td>平成27年3月</td></tr><tr><td>5</td><td>茨城県版レッドリスト (蘚苔類・藻類・地衣類・菌類)</td><td>茨城県</td><td>2020年3月</td></tr><tr><td>6</td><td>茨城県版レッドリスト(植物編)</td><td>茨城県</td><td>2012年</td></tr><tr><td>7</td><td>茨城県版レッドリスト(動物編)</td><td>茨城県</td><td>2016年</td></tr><tr><td>8</td><td>稲敷市環境基本計画</td><td>稲敷市</td><td>令和3年3月</td></tr><tr><td>9</td><td>群馬県の絶滅のおそれのある野生生物 動物編</td><td>群馬県</td><td>2024年</td></tr><tr><td>10</td><td>群馬県の絶滅のおそれのある野生生物 植物編</td><td>群馬県</td><td>2024年</td></tr><tr><td>11</td><td>栃木県版レッドリスト(第4次/2023年版)</td><td>栃木県</td><td>2023年</td></tr></table>	番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月	1	環境省レッドリスト(2020)	環境省	令和2年3月	2	環境省レッドデータブック 2014	環境省	平成26年9月	3	特定外来生物等一覧	環境省	平成27年10月	4	生態系被害防止外来種リスト	環境省・農林水産省	平成27年3月	5	茨城県版レッドリスト (蘚苔類・藻類・地衣類・菌類)	茨城県	2020年3月	6	茨城県版レッドリスト(植物編)	茨城県	2012年	7	茨城県版レッドリスト(動物編)	茨城県	2016年	8	稲敷市環境基本計画	稲敷市	令和3年3月	9	群馬県の絶滅のおそれのある野生生物 動物編	群馬県	2024年	10	群馬県の絶滅のおそれのある野生生物 植物編	群馬県	2024年	11	栃木県版レッドリスト(第4次/2023年版)	栃木県	2023年
番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月																																														
1	環境省レッドリスト(2020)	環境省	令和2年3月																																														
2	環境省レッドデータブック 2014	環境省	平成26年9月																																														
3	特定外来生物等一覧	環境省	平成27年10月																																														
4	生態系被害防止外来種リスト	環境省・農林水産省	平成27年3月																																														
5	茨城県版レッドリスト (蘚苔類・藻類・地衣類・菌類)	茨城県	2020年3月																																														
6	茨城県版レッドリスト(植物編)	茨城県	2012年																																														
7	茨城県版レッドリスト(動物編)	茨城県	2016年																																														
8	稲敷市環境基本計画	稲敷市	令和3年3月																																														
9	群馬県の絶滅のおそれのある野生生物 動物編	群馬県	2024年																																														
10	群馬県の絶滅のおそれのある野生生物 植物編	群馬県	2024年																																														
11	栃木県版レッドリスト(第4次/2023年版)	栃木県	2023年																																														

項 目	内 容																																										
(貸与資料) 第 2-4 条	貸与資料は、次のとおりである。 また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。 <新利根川沿岸地区> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸 与 資 料</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域整備構想検討業務報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 30 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域整備構想概定業務報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 31 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 2 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域営農・施設整備構想概定業務報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 3 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域営農・用水計画検討業務報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域施設整備構想検討業務報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 5 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域施設整備計画検討その他業務報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 6 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区排水計画（案）検討その他業務報告書</td><td>1 式</td></tr> </tbody> </table> <渡良瀬川沿岸地区> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸 与 資 料</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業誌 渡良瀬川（S59 年 9 月）</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 23 年度 国営施設機能保全事業 渡良瀬川沿岸地区事業計画書（案）策定業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 26 年度水域ネットワーク調査業務 利根川上流域 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 27 年度水域ネットワーク調査業務（渡良瀬川沿岸他）報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 27 年度 国営施設機能保全事業 渡良瀬川沿岸地区長寿命化計画書作成その他業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 31 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域整備構想検討業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 2 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農施設整備構想検討業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 3 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 5 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農計画及び施設整備構想検討その他業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 6 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域用水計画（案）検討その他業務</td><td>1 式</td></tr> </tbody> </table>	貸 与 資 料	数量	平成 29 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域整備構想検討業務報告書	1 式	平成 30 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域整備構想概定業務報告書	1 式	平成 31 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務報告書	1 式	令和 2 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域営農・施設整備構想概定業務報告書	1 式	令和 3 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域営農・用水計画検討業務報告書	1 式	令和 4 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域施設整備構想検討業務報告書	1 式	令和 5 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域施設整備計画検討その他業務報告書	1 式	令和 6 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区排水計画（案）検討その他業務報告書	1 式	貸 与 資 料	数量	事業誌 渡良瀬川（S59 年 9 月）	1 式	平成 23 年度 国営施設機能保全事業 渡良瀬川沿岸地区事業計画書（案）策定業務	1 式	平成 26 年度水域ネットワーク調査業務 利根川上流域 報告書	1 式	平成 27 年度水域ネットワーク調査業務（渡良瀬川沿岸他）報告書	1 式	平成 27 年度 国営施設機能保全事業 渡良瀬川沿岸地区長寿命化計画書作成その他業務 報告書	1 式	平成 31 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域整備構想検討業務 報告書	1 式	令和 2 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農施設整備構想検討業務 報告書	1 式	令和 3 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書	1 式	令和 4 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書	1 式	令和 5 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農計画及び施設整備構想検討その他業務	1 式	令和 6 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域用水計画（案）検討その他業務	1 式
貸 与 資 料	数量																																										
平成 29 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域整備構想検討業務報告書	1 式																																										
平成 30 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域整備構想概定業務報告書	1 式																																										
平成 31 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務報告書	1 式																																										
令和 2 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域営農・施設整備構想概定業務報告書	1 式																																										
令和 3 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域営農・用水計画検討業務報告書	1 式																																										
令和 4 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域施設整備構想検討業務報告書	1 式																																										
令和 5 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域施設整備計画検討その他業務報告書	1 式																																										
令和 6 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区排水計画（案）検討その他業務報告書	1 式																																										
貸 与 資 料	数量																																										
事業誌 渡良瀬川（S59 年 9 月）	1 式																																										
平成 23 年度 国営施設機能保全事業 渡良瀬川沿岸地区事業計画書（案）策定業務	1 式																																										
平成 26 年度水域ネットワーク調査業務 利根川上流域 報告書	1 式																																										
平成 27 年度水域ネットワーク調査業務（渡良瀬川沿岸他）報告書	1 式																																										
平成 27 年度 国営施設機能保全事業 渡良瀬川沿岸地区長寿命化計画書作成その他業務 報告書	1 式																																										
平成 31 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域整備構想検討業務 報告書	1 式																																										
令和 2 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農施設整備構想検討業務 報告書	1 式																																										
令和 3 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書	1 式																																										
令和 4 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書	1 式																																										
令和 5 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農計画及び施設整備構想検討その他業務	1 式																																										
令和 6 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域用水計画（案）検討その他業務	1 式																																										
(貸与資料等の取扱い) 第 2-5 条	第 2-3 条、第 2-4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。 (4) 上記記載資料以外の貸与資料がある場合には、その旨監督職員から指示する。																																										

項 目	内 容						
(関連業務) 第 2-6 条	本業務と関連する主な業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にし、互いに協調の図られた業務成果とすること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務名</th><th>業務実施期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区事業計画等策定業務</td><td>R7. 5. 20～R8. 3. 12</td></tr> <tr> <td>令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区事業計画等策定業務</td><td>R7. 5. 20～R8. 3. 10</td></tr> </tbody> </table>	業務名	業務実施期間	令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区事業計画等策定業務	R7. 5. 20～R8. 3. 12	令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区事業計画等策定業務	R7. 5. 20～R8. 3. 10
業務名	業務実施期間						
令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区事業計画等策定業務	R7. 5. 20～R8. 3. 12						
令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区事業計画等策定業務	R7. 5. 20～R8. 3. 10						
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3-1 条 (作業の留意点) 第 3-2 条	本業務における作業項目及び数量は、別紙 1 【作業項目内訳表】に示すとおりで ある。 業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 第 2-1 条、第 2-3 条、第 2-4 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が所有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (2) 作業にあたっては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い、作業の円滑な推進に努めることとする。 (3) 現地作業を行う場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。 (4) 立入許可が必要な施設内に立ち入る場合は、事前に監督職員と日程調整を行うものとする。 (5) この業務に必要な測定器・器具等は、受注者の負担で用意しなければならない。 (6) 現地調査にあたっては、施設に損傷等を与えないよう十分留意して行うものとし、現地作業において施設損傷等を与えた場合は、受注者の責任において復旧するものとする。 (7) 貸与を受けた調査器具等物品については、盗難防止等の管理を徹底するものとし、不測の事態が生じた際は速やかに監督職員に連絡・調整するものとする。 (8) 業務にあたっては学識経験者の助言を得て進めるものとする。 (9) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。						
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4-1 条	共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 (1) 打合せ時期 初 回 作業着手の段階 第 2 回 中間打合せ（環境検討部会説明資料作成段階（両地区）） 第 3 回 中間打合せ（生物調査結果取りまとめ段階） 第 4 回 中間打合せ（環境配慮計画（案）作成段階（両地区）） 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。						

項 目	内 容
第 5 章 技術提案書の取扱いについて 第 5-1 条	(2) 打合せ場所 WEB 会議を基本とするが、対面による打合せとする場合は、関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所で行うものとする。 技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第 1－11 条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時までに履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。 なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。
第 6 章 成果物 (成果物) 第 6-1 条	成果物を共通仕様書第 1－17 条に基づき作成し、提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副 2 部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) により別途 1 部を提出するものとする。 2. 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。 3. 要約版 1 部
(成果物の提出先) 第 6-2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県柏市根戸 4 7 1－6 5 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所
第 7 章 契約変更 (契約変更) 第 7-1 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2-2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第 6-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) その他
第 8 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 8-1 条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。
(再調査) 第 8-2 条	調査結果が調査目的に合致せず、その原因が受注者に起因すると認められる場合は再調査を命ずることがある。 この場合、変更協議の対象としない。

令和7年度 国営土地改良事業地区調査 環境配慮計画(案)策定他業務

[作 業 項 目 内 訳 表]

作 業 項 目	作 業 内 容	作業量	備考
1. 準備作業			
1－1. 資料の検討	過年度に実施した調査結果及び貸与された資料を把握・整理し、作業計画を検討・樹立する。	一式	
1－2. 現地調査	新利根川沿岸地区及び渡良瀬川沿岸地区について、業務実施に当たり必要な現地調査を行う。また、新利根川沿岸地区においては、具体的な調査対象施設及び周辺での動植物の生息・生育等調査地点の設定および調査方針の作成を目的として現地調査を行い、各地点ごとの調査計画(案)を作成する。	一式	
2. 生物調査(新利根川沿岸地区)			
2－1. 鳥類調査	対象場所周辺に調査定点を設定し、目視、双眼鏡、鳴き声の聞き取り等により確認した個体を記録するとともに、確認種リストを作成し、環境省及び茨城県レッドリストの選定状況を整理し、過年度の整理結果と合わせて取りまとめを行う。 重要種については、確認地点、確認環境等の詳細な状況を記録する。 【調査時期】 ・夏季(令和7年6月～令和7年9月頃)(計1回) 【調査範囲】 ・用水機場及び配水槽は、ラインセンサス法により、施設周辺の半径約500mの範囲 ・排水路は、スポットセンサス法により、約1km毎に観測定点を設定し、1定点(10分程度)、半径100mの範囲	一式	(1)太田金江津用水機場 (2)十余島用水機場 (3)伊崎排水機場 (4)大須賀幹線排水路 (5)大須賀配水槽 (6)太田配水槽
2－2. 魚類調査	調査地点周辺において、投網等の漁具を用いて採捕するとともに、確認種リストを作成し、環境省及び茨城県レッドリストの選定状況を整理し、過年度の整理結果と合わせて取りまとめを行う。 重要種については、確認地点、確認環境等の詳細な状況を記録する。 【調査時期】 太田金江津用水機場、伊崎排水機場 ・夏季(令和7年6月～令和7年9月頃)、秋季(令和7年9月～11月頃)、冬季(令和7年12月～令和8年2月頃)(計3回) 太田金江津用水機場、伊崎排水機場以外 ・夏季(令和7年6月～令和7年9月頃)(計1回) 【調査範囲】 ・施設周辺の約50～100mの範囲で3地点	一式	(1)大須賀幹線排水路 (2)金江津幹線排水路 (3)太田金江津用水機場 (4)伊崎排水機場
2－3. 植物相調査	調査地点周辺において、陸生植物及び水生植物の調査を行うとともに、確認種リストを作成し、環境省及び茨城県レッドリストの選定状況を整理し、過年度の整理結果と合わせて取りまとめを行う。 重要種については、確認地点、確認環境等の詳細な状況を記録する。 【調査時期】 ・夏季(令和7年6月～令和7年9月頃)(計1回) 【調査範囲】 ・用水機場及び配水槽は、施設周辺の約50～100mの範囲 ・排水路は、3地点×約50mの範囲	一式	(1)太田金江津用水機場 (2)十余島用水機場 (3)伊崎排水機場 (4)大須賀幹線排水路 (5)金江津幹線排水路
3. 環境検討部会に係る資料作成	新利根川沿岸区及び渡良瀬川沿岸地区における環境検討部会に係る部会資料作成等を行う。 なお、部会は年度内に各地区において2回開催する予定であり、第1回部会資料については、過年度に作成した既存資料を活用して作成するものとする。第2回部会資料については、本業務の検討内容を踏まえて第1回部会資料を更新するものとする。	一式	
4. 環境配慮計画(案)の策定等			
4－1. 新利根川沿岸地区環境配慮計画(案)の作成	2. の生物調査結果、過年度までの検討及び新利根川沿岸土地改良事業促進協議会幹事会環境配慮検討部会での検討及び関連業務にて検討する施設整備計画(案)を踏まえて、生態系及び景観に配慮した環境配慮計画(案)、環境情報図、環境調査図、環境配慮計画図を作成する。なお、環境情報図、環境調査図、環境配慮計画図はGISを活用し整理するものとする。	一式	
4－2. 渡良瀬川沿岸地区環境配慮計画(案)の更新	施設整備計画(案)及び参考文献等の更新内容を踏まえ、令和2年度に作成した環境配慮計画(案)の更新を行う。	一式	
5. 照査	照査計画に基づき、業務の節目ごとに照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	一式	
6. 点検・取りまとめ	上記各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	一式	